



平成31年1月24日

所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援します！

～第1回北海道所有者不明土地連携協議会総会の開催～

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の円滑な施行を図るため、法務省札幌法務局、国土交通省北海道開発局、地方公共団体、関係士業団体等が連携し協議会を設置します。

北海道所有者不明土地連携協議会（事務局：北海道開発局開発監理部用地課）では、所有者不明土地問題に対応するため、構成員間で、土地所有者の探索方法等のノウハウの提供、先進事例の情報共有、有識者の知見の活用方策の検討等を行うことにより、地方公共団体を支援していきます。

・平成30年度 北海道所有者不明土地連携協議会第1回総会（設立総会）

日時：平成31年1月30日（水） 13:30～15:00（受付13:00～）

場所：札幌第1合同庁舎2階講堂（札幌市北区北8条西2丁目）

出席者：国土交通省大臣官房参事官（土地政策）、北海道開発局長、法務省札幌法務局長、北海道弁護士会連合会理事長ほか関係士業団体、地方公共団体等

その他：協議会の設立背景については「参考資料」をご参照願います。

※ 傍聴・取材を希望される方へ

1 一般傍聴及び報道機関の取材について

総会は公開で行います。傍聴を希望される方は、以下のいずれかにより1月28日（月）17時までにお申し込み願います。なお、会場の都合により傍聴者数を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

①別紙「傍聴・取材申込書」を事務局（FAX：011-709-2319）へFAX

②氏名、住所及び所属（会社名等）を事務局へメール（アドレス hkd-ky-fumeitochi@mlit.go.jp）

2 駐車スペースには限りがありますので、公共交通機関をご利用の上、お越しく下さい。

【問合せ先】 北海道所有者不明土地連携協議会事務局

国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 用地課 課長補佐 梶 博司（内線 5262）

開発監理部 用地課 開発専門官 岩佐 透（内線 5565）

開発監理部 用地課 地籍整備第二係長 武田 智樹（内線 5603）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



国土交通省
土地・建設産業局

協力

法務省民事局

連絡調整

連絡調整

所有者不明土地連携協議会

所有者不明土地法の円滑な施行・用地業務のノウハウの提供

- ・市町村の用地業務の状況、支援ニーズ、意向等の把握・分析
- ・地方公共団体の用地業務の円滑な遂行に資する支援(外部専門家等の活用、相談窓口の設置、講習会、講演会等の開催)
- ・所有者不明土地法に関する施策・取組(土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者探索の円滑化、長期相続登記等未了土地等)の情報共有・支援等
- ・所有者不明土地問題の解決に向けた取組状況の情報共有

連携

総会(年1、2回開催)

幹事会(年2、3回開催)

行政機関

北海道開発局
事務局:用地課

連携

北海道

連携

札幌法務局

関係団体

- ・弁護士会 ・司法書士会 ・行政書士会 ・土地家屋調査士会
- ・不動産鑑定士協会 ・補償コンサルタント協会

支援

地方公共団体

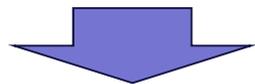
地方整備局

所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員の派遣

現状・課題

- 所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において**所有者の探索に多大な時間・費用・労力**を要するなど、円滑な事業実施に支障
- 小規模市町村では用地専任の職員がいない所も多く、**地方公共団体におけるマンパワー・ノウハウの不足**等による問題が顕在化
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により創設された地域福利増進事業、土地収用法の特例といった**新制度の周知、活用促進が必要**

このような現状を踏まえ、所有者不明土地問題等への対応のため、関連事務に精通した**地方整備局等による地方公共団体への支援・関係機関同士の連携強化**が有効

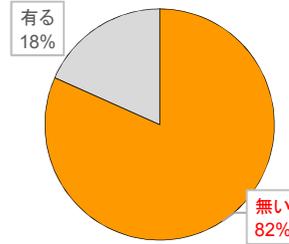


具体的な取組

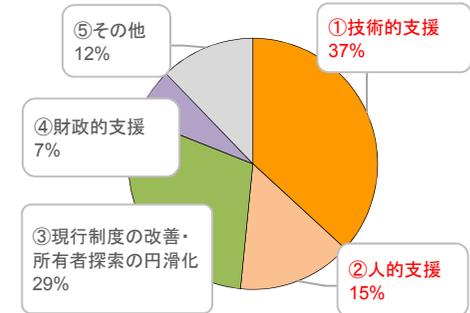
地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体などの関係者が一体となって、地方ブロックごとに全国10地区で、「**所有者不明土地連携協議会**」を設立

市町村へのアンケート調査(H29.8)結果より抜粋

小規模市町村における用地専門部署の有無



用地取得に関する市町村からの要望



国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめ(平成29年12月12日公表)

地方公共団体における用地取得事務に関して、ノウハウ不足、マンパワー不足が課題となっていることから、**国が有するノウハウ等を積極的に提供**していくことが求められる。

具体的には、国から地方公共団体へ用地取得業務に精通した職員を派遣することや、国、地方公共団体、関係団体(補償コンサルタント協会等)で構成する**協議会を設置**し、地方公共団体からの相談に対応することなどが考えられる。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日関係閣僚会議決定)

1 国会提出法案の円滑な施行

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」他関連法案の成立後、速やかに、政省令、ガイドラインの整備等を進め、新制度の普及啓発を図るとともに、新制度や長期相続登記未了土地の解消事業など必要な事業推進のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求、税制改正要望を検討する。また、**地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する。**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(第4条第2項)

国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供**その他の支援を行うよう努めなければならない。**